

順次ご指名いたします。

勝見英一郎委員の総括質疑

○平 進介委員長 順位1番、議席番号2番、勝見英一郎委員。

○2番 勝見英一郎委員 それでは、政新長井の勝見です。

予算に関して質問させていただきますが、今日の質問の中には障がい者支援の観点での質問が幾つか入っておりますので、最初に、本市の障がい者支援についてちょっと触れておきますが、本市での支援は大変よく取り組まれていると考えております。二、三例を挙げますと、例えば車椅子を扱っている業者の方、これは補装具の補助に関わって、長井市は大変すばらしい対応をしているというふうに話をされておりましたし、また、障がい者の就労介助費用を補助する国の事業ですが、新しく令和5年度から適用できるように迅速に対応されている。あるいは、先日、障がいのある子供を持っている保護者の方のお話でしたが、長井市ではよく対応されているということがよく分かりましたという話もしておりました。そういうことを聞きますと、いろんな面に対応されていると思うのですが、なお、こうしたことがあったらいいなと思うところもありますので、そのことも含めながら質問させていただきます。

最初に、2款1項6目、120遊びと学びの交流施設運営事業1億4,243万7,000円に関してお尋ねいたします。

昨年11月に配付されました遊びと学びの交流施設事業計画、以下、事業計画といたしますが、これに関連して、地域づくり推進課長にお尋ねいたします。

この事業計画書の5、事業の実施計画では、

実施を考えてる事業の内容として、子供たちのための職業体験が上げられております。これは、子供たちが社会とつながるよい企画だと思いますが、ただ、企画ではあくまでもイベントとしての職業体験のように見えます。できれば、もっと柔軟に行っていただければと思うところがあります。

例えば定期的に子供カフェを開催するとか、あるいは、これはぜひ取り入れていただきたいのですが、特別支援学校の生徒の学校外活動の場として、カフェでの職業体験ができるようにするとか、子供のための職業体験をそうした子供たちまで広げて考えることはできないか、地域づくり推進課長のお考えをお尋ねいたします。

○平 進介委員長 新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 昨年11月に配付いたしました遊びと学びの交流施設事業計画書につきましては、昨年11月2日に実施いたしました長井市指定管理者候補選定プロポーザル審査で、ニッケアウデオSAD株式会社から提案いただいた事業計画書の中から抜粋したものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、まず、市側におきまして、プロポーザル提出書類などの事務概要を定めました募集要項、それと、当該施設の指定管理業務の趣旨や管理運営の方針、また、業務内容の詳細を定めた仕様書を作成いたしましたして、それに対して、プロポーザル業者のほうで、具体的な事業計画書や収支予算書等の書類、必要書類等を提出し、長井市指定管理者候補選定委員会が評価し、行って、決定したものでございます。

そのニッケアウデオのほうからの事業計画書におきましては、子供のための職業体験として、図書館やカフェの仕事に係るイベントを提案いただいております。職業体験につきましては、委員からありましたとおり、子供たちが多く集まる施設におきまして、社会とのつながりを体

験できる機会を設けることということで、大変意義のあることと考えておりますし、インクルーシブの観点からも、特別支援学校の生徒さんの受入れにつきましても指定管理者にぜひご検討いただきたいと考えておりますし、我々も一緒に検討していきたいと考えております。一方、カフェ自体の運営につきましては、このたびの施設の指定管理の範囲ではなくて、別の事業者、直接市のほうから施設の一部の目的外使用の許可を得て、カフェを運営することとなります。今年の1月11日に長井市遊びと学びの交流施設飲食店運営者選定公募プロポーザルを実施いたしまして、地元の事業者、地場産業振興センターでございませうけれども、そこが全国チェーンのフランチャイズ方式によるカフェ運営を行うことが決定しておりまして、そのフランチャイズ業者が運営する全国の店舗につきましては、児童生徒の職業体験につきまして受入れの実績があるとお聞きしているところでございます。カフェでの特別支援学校の生徒さんの定期的な受入れなどにつきましては、今後、調査を要する部分もございませうけれども、例えば図書館部分におきまして、本の返却、棚への配置であったり、寄附された本や新規で購入する本などにICタグを貼り付けたり、そういった日常業務の職業体験の受入れなどについては可能性があると考えております。

今後、指定管理者のほうと調整しながら、実施を検討していきたいと考えております。

○平 進介委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 そのように進めていただくことを願っております。

2番目の質問に入ります。

次に、子育て世代活動支援センターに関し、子育て推進課長にお尋ねいたします。

長井市でも、このような本格的な子供の遊戯施設ができたことは大変喜ばしいことです。山形市の「べにっこひろば」に行きましたら、こ

んなことが書いてありました。遊びは子供の主食です。子供たちにはこのすばらしい施設で存分に遊んでほしいと思っております。

その上でお尋ねいたしますが、その子供たちには障がい児も含まれているのでしょうか。例えば障がいのある子が来所したとき、職員は対応できるのでしょうか。また、障がいのある子供の保護者同士が語り合える、話し合える機会は意外とないのが事実ですので、「くるんと」で遊んでいる時間に保護者が語り合えるとかできるのでしょうか。複合施設の基本計画段階から、保護者同士の情報交換の場としての目的もありましたが、ここには当然、障がい児の保護者も含まれると思います。支援センターにおいて、障がいのある子供が遊べる環境及びその保護者が交流できる環境について、どのようになるのか、お尋ねいたします。

○平 進介委員長 鈴木幸浩子育て推進課長。

○鈴木幸浩子育て推進課長 子育て世代活動支援センターに開設される遊戯場につきましては、東北最大級のボールプールを中心に、木製の遊具や玩具で遊べるエリア、もくもくのまち、体を使った遊びができるエリア、わんぱくジムなどがあり、乳児から小学生まで幅広く楽しめる施設となっております。これらについては、障がいのある子供に特化したものではございませんが、障がいのある子供と一緒に遊べるものとなっておりますので、障がいのある子も、ない子も一緒に楽しんでいただきたいというふうに考えております。

なお、これらの遊びの施設の子供の利用に当たりましては、原則として、保護者同伴の上、ご利用いただくことを想定しております。施設のスタッフにつきましては、原則として、施設の案内や遊具の利用方法の説明、施設全体の安全管理を行うこととなり、子供を直接お預かりすることはできないため、子供の見守りや危険行動の制止などにつきましては、障がいのある

なしにかかわらず、保護者にお願いすることとなりますが、今後、ボランティアスタッフの募集を行うことを検討しておりますので、そのボランティアスタッフに障がいのあるお子さんの見守りのお手伝いをいただくことも検討してまいりたいというふうに考えております。

「くるんと」の中で行われる子育て支援センター事業では、障がいや特性の有無にかかわらず、保護者同士の交流の場や子育てに係る各種相談の場を設けており、今後、保護者が情報交換や交流に専念することが可能となるよう、他の施設の状況なども参考としながら、一時預かり事業における障がいや特性のある子供の対応も含めまして、安心してご利用できる事業となるように検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、「くるんと」が障がいや特性の有無にかかわらず、広く子供同士、保護者同士の交流の場としてご利用いただけることはもちろんのことですが、障がいや特性のある方に特化した施設ではないことから、そういった保護者同士が気軽に交流できる場として、すみれ学園のほうで行われているすみれカフェ、あるいは、長井市社会福祉協議会が事務局の長井・飯豊で手をつなぐ育成会などの情報提供も積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

○平 進介委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ボランティアスタッフの募集などによって、対応も考えられるということでしたけれども、これから完成します白い建物、大きな建物ですが、市役所と一緒に長井市の象徴的な建物になるんだろうというふうに思っております。あの建物を見たときに、これが、全ての市民とか、全ての子供が行ける、障がいを持っていても、俺も遊びに行けるというふうに見てもらいたいわけですね。保護者が一緒じゃないとなかなか行ってもらえないんだなというような子供が出ないようにしたいと思うん

ですけれども、そのためには、全ての日というわけにはいかないでしょうけれども、例えば日曜日、土曜日の午前10時から12時までとか、時間を区切りながら、そうした時間帯にボランティアスタッフを活用して、その間、障がいのある子供が遊んでいて、そして、保護者同士の懇談会とかを別に設定するとか、多目的ルームもありますので、そうしたこともできるかと思うのですが、そういうことも含めたお考えというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○平 進介委員長 鈴木幸浩子育て推進課長。

○鈴木幸浩子育て推進課長 基本的に遊戯施設につきましても、保護者の方同伴でお遊びをいただくというふうな形になります。ですので、障がいのある方、ない方もそうですが、スタッフが全面的にお預かりして、お子さんを遊ばせるというふうなところは、現時点で想定しておりません。あくまでもボランティアスタッフについては、障がいのあるお子さんの補助であったり、そういったことでご活用いただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、当然、障がいのあるお子さんが気軽に遊んでいただきたいということもございますので、例えば今ご指摘ありましたように、障がい者の方をご招待する日であったり、そういったところも今後、指定管理者との協議になりますが、設定しながら、より使いやすい施設というふうなことで進めてまいりたいというふうに考えております。

○平 進介委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 次の質問に移ります。

次に、厚生参事に伺います。

子育て世代活動支援センターでは、子育て支援センター事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を行うとしておりますが、令和4年度は、「まぎ〜れ」と「子育てでつながる家いろは」、おひさま保育園「にじいろ」の3か所で子育て支援センター事業が

行われておりました。また、一時預かり事業は、認可保育所や認定こども園、幼稚園で行われており、令和4年度の予算は453万5,000円でした。ファミリー・サポート・センターについても、現在は、まごころサービス長井でも運営されております。これらと並行して、子育て世代活動支援センターにおいても子育て支援センター事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を行うとし、令和5年度は約1,600万円、6年度以降は約2,300万円前後を補助金として充てるとしております。このように、手厚い支援は保護者にとってありがたいことですが、もう少し支援の裾野を広げてはどうかという思いもしております。

具体的には、せっかくスタッフも常駐するのですから、子育て中の方に限らず、どこかに居場所を求める人が気楽に立ち寄れる、いわゆるまちなか保健室のような機能を持たせられないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○平 進介委員長 梅津義徳厚生参事。

○梅津義徳厚生参事 ご提案いただいたまちなか保健室とは、学校の保健室のように相談ができる専門のスタッフが常駐し、居場所としてのスペースを持つ施設と理解をしております。全国で取組事例が見られますが、実施主体として市町村で行ったり、医師会やNPO法人等が行っているものなど、様々あるようです。会場と日程をあらかじめ設定し、専門職を配置して、医療や介護、子育て、教育などについて、予約制で相談を受けたり、居場所として開放する例などが見受けられます。

委員のご提案は、子育て中に限らず、どこかに居場所を求める人が立ち寄れる機能ということですが、遊戯場については、小学生以下の親子連れ、子育て支援センターについては、未就学児とその保護者、いずれも子育て中の方の利用を想定をしているところです。そのため、児童や子育て世代の対応を前提にスタッフを配置

いたします。

図書館については、第三の居場所、サードプレイスとしての機能について、この後、ご質問がありますので、地域づくり推進課長から詳しく答弁いたしますが、図書館は、全世代の方が利用でき、利用者の方が居心地のいい、自分なりの居場所を見つけやすいよう工夫をしております。もし利用者から何らかのご相談があれば、いずれかのスタッフも一旦お聞きすることは可能かと思えます。その場合、内容が専門的なご相談であれば、市役所の関係する部署をご紹介させていただくような連携体制になり、担当課でご相談に対応させていただくということになると想定しております。

また、例えば、この2月から不登校児の支援として、放課後等デイサービス事業所が開設されておりますし、令和5年度の新規事業として、不登校児やひきこもり対策としまして、相談支援や居場所づくりの事業を委託することとしておりますので、そちらのご利用につなげることも可能かと思えます。

ご提案の全世代対応型のまちなか保健室につきましては、子育て世代活動支援センター単体では完全にはお応えできないかもしれませんが、市役所の相談機能と併せることによって、まちなか保健室の役割を担うことができるのではないかと考えているところでございます。

○平 進介委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 単体でこのことに対応できることではないというふうには理解しております。先日の地域おこし協力隊の活動報告会がありました。あのときに、田中さんがお話しされましたけれども、学校に行けない子供の居場所づくりをしたい。それは、家庭でもない、学校でもない場所という言い方をされましたけれども、そういうところが長井市内に幾つかあったらいいなど。1か所で全てまとめるのではなくて、1か所あったらいいなど。特に「くる

んと」については、小さい子供のときに遊びに行ってるわけですので、そこのスタッフとは会話を交わしたりする関係にあるかと思います。そうすると、そこの施設というのは、何か足が学校に向かなかったときに、あの知ってる人がいて、そこにちょっと顔を出すなんてことも考えられるわけですので、そうした観点から今のお尋ねをいたしました。全体として、幾つかの場所で、そうしたまちなか保健室のような考え方が広まっていけばいいなという思いから質問させていただきました。

次の質問に移ります。

これ以降は、市立図書館に関して7点、地域づくり推進課長にお尋ねいたします。

まず最初に、図書館運営の基本的な考え方を示した運営方針などは定められるのか、伺います。事業計画書には、管理運営に関する基本的な考え方の項目がありますので、それが運営方針に当たるのだらうとは思いますが、図書館運営としてまとめられたものではありません。今後、図書館運営の基本的な方針がいつまで整理され、提示されるのか、お尋ねいたします。

○平 進介委員長 新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 「くるんと」の指定管理者の選定に係りますプロポーザルにおきましては、長井市として、施設の指定管理が目指すべき管理運営方針であったり、満たすべき施設の管理基準、また、各施設内の業務内容等を設定した仕様書を作成いたしまして、指定管理者のほうに示しております。この仕様書につきましては、総括編と、あと、長井市立図書館編、あと、長井市子育て世代活動支援センター編、あと、維持管理業務編の4部で構成しております。総括編におきましては、施設全体の管理運営方針を定めておりまして、また、図書館編につきましては、図書館部分の管理運営方針を規定しているところでございます。

○平 進介委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 仕様書の中でそのように示されてきたということで、これは、後で触れますが、図書館の設置及び運営上の望ましい基準というものが定められておりますが、その運営の基本の中に、図書館の設置者は管理をほかに行わせる場合には、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとするとしておいて、その中に、市町村立図書館について、市町村立図書館は、基本的運営方針を策定し、公表するよう努めるものとするというふうに定めてるんですが、このように、基本方針として定められたものであるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○平 進介委員長 新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 今回の業務につきましては、指定管理者のほうと一緒に詰めて、事業計画を策定した中で、そういった方針につきましても決めていきたいと考えております。具体的な事業計画につきましては、これから一緒にちょっと考えていきたいと思っておりますので、その事業計画の中に、今、委員からありました内容につきましては、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

○平 進介委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 5番目の質問に入ります。

その基本方針の大事な部分がサードプレイスであろうと思います。これは、私が図書館に求める一番大きな役割であると言っても過言ではありません。新たな市立図書館は、多機能型をうたっておりますが、その機能の大きな部分がここにあるのだらうと思っております。それぞれの図書館には特徴があり、国会図書館のように資料ストック型であるとか、貸出しを中心としたフロア型図書館、電子書籍を扱う電子図書館など、本市の図書館もこれらの機能を備えながらも、重要なのは滞在型図書館としての機能であろうと思います。これまでの市立図書館は、

1階は換気不十分という理由で、今まで1時間の制限があったように、滞在型という点では十分ではなかったと思います。では、新しい市立図書館が市民のサードプレイスとなるために、具体的にどんなことを行おうとされているのか、お尋ねいたします。

○平 進介委員長 新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 新図書館につきましては、滞在型図書館としての機能を有しまして、多様な利用形態に合わせまして、第三の居場所、サードプレイスとなることを目指して、先進的な図書館の事例も参考としながら、施設のハード部分につきましては、図書館のエリアの配置であったり、あと、什器の選定、また、運営につきましては、指定管理者が担う部分となりますが、市といたしましては、仕様書によって運営の基本方針や業務内容を示しているところでございます。例えば子育て世代活動支援センターと併設された利点を生かしながら、遊戯場側に面した図書館入り口付近につきましては、児童書架を配置いたしまして、遊戯場を訪れた親子が図書館に気軽に立ち寄れるよう、また、入り口付近につきましては、少しおしゃべりもできる明るい雰囲気エリア、また、リモートワーク需要にも対応いたしまして、一人で利用できるコワーキングスペースの設置、開架書架コーナーから南奥の郷土資料コーナーに向かってはだんだんと静かな落ち着いた雰囲気エリアとなるように、照明であったり、床の色合い、また、ソファや椅子などの配置で、自分なりの居場所を見つけやすいよう工夫をしているところでございます。

運営の部分につきましては、例えば新しい図書館のシステム機能といたしまして、ICタグによる図書館の管理であったり、自動貸出機、自動検索機、読書通帳機などを導入する予定でございますが、貸出業務を効率化することで、その分、図書館のスタッフが利用者対応といた

しまして、リファレンスのほうを充実していきたいと考えております。また、庁舎と一体となった長井駅舎に建つ複合施設の強みを生かしながら、中心市街地に人を呼び込むための企画の実施に力を入れていただいたり、そのほかにも、自分なりの関わり方ができるボランティアの参画を促すなども想定しているところでございます。

今後、指定管理者とも協議しながら、様々な年齢、様々なバックグラウンドを持った方が居心地よく、笑顔で集うことができる施設を目指していきたいと思っております。

○平 進介委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 そのような方向ですが、サードプレイスですので、1番と2番で抱えたストレスが3番目で発散できるような、解消できるような、そうしたストレス解消の場面というのがサードプレイスの役割の大きな一つでもありますので、市民のそうした場所になることを願って質問いたしました。

次の質問に入ります。

6番目です。次に、配置職員について伺います。図書館法では、館長並びに設置者の長が必要と認める専門的職員を置くとなっております、その専門的職員とは、司書及び司書補であると規定されております。新しく開館となる市立図書館には、司書及び司書補がどの程度配置される予定なのか、伺います。

○平 進介委員長 新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 「くるんと」につきましては、指定管理者制度によりまして管理運営を行うこととなりますので、職員の雇用、配置につきましても、指定管理者側で対応することとなりますが、図書館運営に関する常勤、非常勤、パートの職員につきましては、現図書館の経験者及び司書資格者の受入れを基本としながら、必要な職員数の確保について、地元採用を中心として採用活動を行っていただけるよ

う、指定管理者のほうと調整しているところがございます。具体的な職員数につきましては、指定管理者が採用することになります。今年8月のプレオープンに向けまして、施設の指定管理運営に十分な職員数の確保ができるよう、指定管理者側と調整していきたいと考えております。

○平 進介委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 適切に配置されると思いますが、関連して、次の質問に入ります。

事業計画書では、経費節減面でのポイントとして、全スタッフのマルチタスク化を上げ、その中で、新規職員に対する司書資格等の取得奨励が示されております。勤務しながら司書等の資格取得ができるとしたら、スタッフには大変な魅力になると思います。ぜひ進めていただきたいと思いながら、司書補になるには、図書館法及び同法施行規則で定める講習を受講し、15単位以上の認定を受けなければなりませんので、可能だろうかという気もしてまいります。大学で関連する科目を習得していたならまだしも、資格取得は容易なことではないように感じます。例えば休職制度があるのか、受講料の補助があるのかなど、司書資格を取得するための具体的な支援方法は考えておられるのか、伺います。

○平 進介委員長 新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 事業計画書の中におきましては、職員に対する司書資格等の取得奨励が提案されておりまして、図書館司書等の専門職業務に携わる方以外の職員、例えば遊戯場で働かれる方については、図書館側の業務を担うような共通マルチタスク化ということで進めていくということでお聞きしているところでございます。その中で、遊戯場スタッフとして雇用された方が図書館業務にも興味を持って司書資格取得を目指すということも想像されるところでございます。指定管理者となる予定のニッケアウデオにつきましては、司書資格の取

得方法として、働きながら図書館司書を目指せる通信制大学の受講希望も視野に入れまして、スタッフが無理なく資格取得を目指せるように、希望があれば、時短勤務といった勤務体制も取れるよう考えていただいているところでございます。

○平 進介委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 分かりました。そのような体制で、取得者が新たに1人、2人と出てくればいいかと願っております。

次に、8番目の質問に入ります。

図書館法に基づいて定められているものに、図書館の設置及び運営上の望ましい基準、先ほど上げましたけれども、というのがあります。平成13年に定められ、平成24年に改定されました。その中で、市町村立図書館は高齢者、障がい者、乳幼児とその保護者及び外国人、その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう努めるとし、具体的に、大活字本、録音資料等の整備、提供や点字資料、外国語による利用案内などが上げられております。こうした配慮がどの程度なされるのか、まず最初に伺います。

あわせて、書籍のデジタル化について伺います。国立国会図書館のデジタルコレクションとか、山形県立図書館のデジタルライブラリーなどでは、大変興味深い本をオンラインで閲覧できます。私も古文書を調べるのに東北大学のポータルサイトを随分利用させていただき、恩恵を受けた経験があります。本市の図書館でもそうしたサービスが広く行われることを望むのですが、さらに、デジタル化する作業を就労継続支援事業所等に委託されるなら、障がい者の新たな仕事を開拓することにつながると考えます。障がいを持つ方にとって、働く場は決して多くはありません。逆に障がいに合った仕事の開拓が社会に求められております。図書館におけるデジタル化などの作業を就労支援事業所などに

委託することなどについて、地域づくり推進課長のお考えをお聞かせください。

○平 進介委員長 新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 最初に、現図書館につきましては、既然大活字本が1,777冊ございまして、点字資料につきましては21冊、あと、文字を大きくする拡大ルーペ2台を所有しております。それらにつきましては、新図書館に移設を予定しております。新図書館で新たに整備予定のものにつきましては、据置型で図書のページ部分をカメラで読み取ってモニターに拡大表示する読書機、また、視覚障がいを持つ方などの利用を想定いたしまして、音声と一緒に文字や画像が表示されるデジタル図書であるDAISY図書及び再生機の導入を予定しているところでございます。

次に、書籍のデジタル化についてでございますが、図書館が所有する郷土資料等をデジタルデータとして読み込んで、劣化を防ぎ、長期間保存することをデジタルアーカイブといいます。例えば、ナセBA、市立米沢図書館などにつきましては、図書館が所有する上杉由来の郷土資料であったり、学術的に貴重な古文書など、4万点余りの中からえりすぐりの資料を順次、デジタルアーカイブをして、ホームページ上で公開しているところでございます。このデジタルアーカイブの手順につきましては、まず、アーカイブする資料の整理と選定を行いまして、著作権であったり、肖像権のチェックを事前に行った後、管理項目、説明項目などのメタデータの項目を作成いたしまして、デジタルカメラによる撮影、スキャナーによる複写を行い、デジタルアーカイブシステムを利用するなどして、インターネット上で公開するものでございまして、一般的には、専門業者等に委託をして行うこととなります。委託料といたしましては、テキスト化の作業であったり、資料の撮影費等々で初期費用がかかりますし、あと、インターネ

ットで公開するためのサーバーの利用がかかるため、例えば初期費用につきましては、一般の業者からのパンフレットを見てもみますと、500万円から1,000万円、あと、データのサーバー料につきましては、年間で30万円から120万円ぐらいかかるようでございます。

長井市の所有する郷土資料につきましては、米沢市の4万点に比べると少ないものの、貴重な資料や長井市の歴史を懐かしむことができる郷土資料の所有がございまして。今後、委員からありましたとおり、デジタルアーカイブの工程の中で、一部作業を切り出して、就労継続支援事業所等に委託できないかどうか、また、国や県等のデジタルアーカイブ事業に対する補助などの情報も得ながら、検討してまいりたいと思います。

○平 進介委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 昨年12月の新聞記事で、国立国会図書館は、デジタル化して、その資料をネット上に公開したときに、そのデジタル化作業の一部を山形県のコロニー協会、障がい者がこれを担ったという新聞記事が出ておりました。こうした作業は専門業者というお話ありましたが、一部によっては、障がい者でも可能なんだろうと思いますので、ぜひ手法を検討していただきたいというのが自分の気持ちであります。そのことも含めて、検討をお願いできればと思います。

次に、9番目の質問に入ります。

あと2点、図書館の設置及び運営上の望ましい基準に関連して質問いたします。

平成24年に改定されたと今申し上げましたが、新しく加えられた項目に危機管理があります。その中で、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、危機管理に関する訓練の定期的な実施が示されております。災害対応や危機管理は交流施設全体で考えられているとは思いますが、図書館という特殊性を踏まえた危機

管理も必要と思います。基準で示された手引書、これはよく言う危機管理マニュアルでしょうが、図書館という特殊性を踏まえた危機管理をどのように考えているか、お尋ねいたします。

○平 進介委員長 新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 文科省が示します図書館の配置及び運営上望ましい基準における危機管理の項目につきましては、図書館は、事故、災害、その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、あとは、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施、その他の十分な措置を講ずるものとする場合がございます。建物自体の事故、災害等の非常事態への対応につきましては、例えば消防法等における防火管理といたしまして、防火管理者による消防計画の作成と管轄の消防署への届出、また、消防計画に基づく避難訓練の実施等が必要となりまして、必要書類の作成及び実施につきましては、指定管理者に対応をしていただくこととなります。

図書館としての非常事態に対する対応についてでございますが、文科省で図書館におけるリスクマネジメントガイドブックを公開しております。これは、図書館の特性を踏まえまして、図書館が直面する様々なトラブルや災害などの危険を整理し、それに対する考え方が示されたものでございまして、地震、風水害などの自然災害等のほか、人的トラブルや盗難、迷惑行為、また、急病者や館内での事故等の対応について、具体的な事例なども示しながら、マニュアルができるようにまとめたものでございます。

全体的な危機管理マニュアルをまとめる際には、先ほど述べました文科省のリスクマネジメントガイドブックを参考としながら、遊戯場部分の危機管理マニュアルも含めまして、指定管理者に作成していただき、それを基に危機管理に関する訓練が実施できるようにしたいと思

います。また、マニュアルの整備とともに日々の業務で発生する事例の収集、取りまとめを定期的に行いながら、施設スタッフ全体の危機管理意識を高めていただくよう、指定管理者とも打合せをしていきたいと考えております。

○平 進介委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 今ありましたように、この文科省が出しているリスクマネジメントについては、80ページくらいある中で、様々な場面が指摘されておりますので、それに合わせて、ぜひ整備していただきたいと思

います。最後の10点目の質問をいたします。

最後に、運営に係る評価について伺います。先ほど申し上げた基準ですが、基準では、市町村立図書館は基本的運営方針を策定し、公表するよう努めること、その運営方針を踏まえ、適切な指標を選定し、目標を設定すること、さらに運営の状況については、自ら点検、評価を行うとともに、その他の関係者や第三者による評価を行うこと、そして、評価に基づいた改善措置を取り、目標や点検、評価の結果及び改善措置について、インターネット等を活用して積極的に公表するよう努めなければならないと定められております。こうした目標設定や点検と評価及び積極的な公表について、どのように行っていけるのか、お尋ねいたします。

○平 進介委員長 新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 市立図書館につきましては、平成21年4月1日から指定管理者制度による運営を行っております。地方自治法第244条の2第3項による公の施設に対する指定管理者制度の導入につきましては、長井市では、指定管理者制度の導入の手續に関するガイドライン、また、それに基づきます長井市における指定管理者制度の評価について定め、指定管理者の評価について、統一的な基準と事務手順を定めております。ガイドラインにつきましては、年度ごとに毎年モニタリング評価を行い

まして、また、長井市における指定管理者制度の評価では、指定管理期間満了時に次期指定管理体制に改善を反映できるようなPDCAサイクルを構築することを目的とした評価として、指定管理者自身、また、所管する担当課、あと、第三者機関による評価を行うこととしております。この第三者評価におきましては、長井市遊びと学びの交流施設設置条例第17条におけます外部委員12名によります運営協議会を設置していますので、そちらにおいて行うことを想定しております。この協議会につきましては、指定管理者が行う交流施設の運営に関すること、事業計画に関すること、その他必要な事業に関することを協議することとしておりまして、現段階では年2回、協議会を開催する予定であります。また、協議会の議事内容につきましては、ホームページ等で掲載しながら公開していきたいと考えております。指定管理者制度の中で、外部評価を行いながら、運用面に生かしていきたいと考えております。

○平 進介委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 今のお話ですと、目標を設定された上で、第三者的な評価を行って、公表されるというふうには受け止めましたけれども、そのように捉えてよろしいでしょうか。

○平 進介委員長 新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 指定管理者が決定してから、事業計画書作る段階で、一緒にこちらも入って計画書を作ります。その事業内容ごとに具体的な想定される事業内容であったり、あとは、例えば数字的なところを事業計画書の中にある程度盛り込める部分につきましては、事業計画に基づいて、年度終了後に事業報告をいただきますので、その段階で、その内容を点検といいますか、お互いに確認しながら進めていきたいと思っております。それに基づきまして、運営協議会のほうに諮りながら、評価をしていくような形になればと思います。

○平 進介委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 今のお考えの確認いたしました。その中で、できるだけ具体的に示していただきたいというのが私の気持ちです。以上で質問終わります。

○平 進介委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○平 進介委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

総括質疑を続行いたします。

鈴木富美子委員の総括質疑

○平 進介委員長 次に、順位2番、議席番号10番、鈴木富美子委員。

○10番 鈴木富美子委員 清和長井の鈴木富美子です。

このたびの予算総括質疑は、致芳小学校北側2階校舎に学童クラブが設置される事業が提案されています。以前、西根小学校空き教室に学童クラブを設置したとき、私はとても違和感を覚えました。学校は学校、学童は学童。昇降口から一旦下校して、学童クラブの玄関から入る。遊ぶ場として体育館を使用するにも、一旦外に出てから使用するなど、学校と学童クラブには大きな壁があったように記憶しております。今回の致芳小学校校舎内の学童クラブの設置は、学校と子育ての壁をなくし、共に見守る体制をつくることは、市長が施政方針で訴えているダイバーシティ、インクルージョン社会を進める